

豊かな緑と清らかな水を次世代に

甲賀市環境基本条例が制定されました

私たちの暮らしは

便利になった一方で、ごみの

増加、地下水や土壌の汚染、身近な自然の減少などの問題が起っています。

私たちには、健康で文化的な生活を営むことができる権利とともに、自然豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく務めがあります。

市では、その務めを果たすため、市民、事業者、市のそれぞれの役割や行動を定め、身近な環境を大切に、地球環境の保全につなげていこうと、甲賀市環境基本条例を制定しました。この条例は6月議会で議決され、8月1日から施行されます。

なお、この条例は甲賀市ホームページでご覧いただけます。

基本理念を 実現するために

市民の責務

- ① 日常生活において省資源や省エネルギーを心がけ、ごみの分別や生活排水の適正な排出等により環境への負荷を低減する
- ② 市が実施する環境施策や地域活動へ協力する

事業者の責務

- ① 社会的責任を認識し、事業活動に伴う環境汚染を防止し、環境への負荷を低減する
- ② 市が実施する環境施策や地域活動への参加や協力をする

市の責務

- ① 総合的に環境を保全し、良好な環境を作り出すための施策を策定、実施、評価する
- ② 環境への負荷を低減し、現在の環境を良好な状態に保ち、良好な環境を積極的に創り出す

条例の基本理念

- ① 市民が豊かな環境の恵みを受け、健康で文化的な生活ができるようにすること
- ② 資源を大切に使い、循環することによって、持続的に発展していける社会を創ること
- ③ 自然の生態系に配慮し、自然環境を守り育て、人と自然が共生する地域を創ること
- ④ 積極的な市民参加と協働により、環境への負荷の少ない地域社会をつくること
- ⑤ 地球環境を守る活動を積極的に推進すること

こんなことに取り組みます

- 環境基本計画（平成19年度策定予定）により、市民、事業者、市が一体となって環境づくりに取り組んでいくための具体的な方向性を定めます。
- 環境に関する市民活動が促進されるよう支援します。
- 環境の状況（大気や水質）の監視や測定を実施します。
- 学校での環境教育への取り組みや、環境学習を推進します。
- 環境の状況やごみの削減、リサイクルの推進、ISOへの取り組みなど環境施策の進捗について年次報告書を公表します。
- 6月を環境月間として、啓発事業を行います。
- 環境に関する重要な事項は、環境審議会に意見をききます。



問い合わせ 環境課
☎65-0691 FAX63-4582